

狛江市要綱第 122 号

狛江市市民公益活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 10 月 26 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市市民公益活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年10月26日

要綱第122号

狛江市市民公益活動事業補助金交付要綱（平成16年要綱第51号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事業内容の変更等） 第11条 交付決定団体は、事業の実施に当たって、<u>申請内容について</u>、やむを得ず変更をするときは、市民公益活動事業補助金変更申請書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に変更の申請をしなければならない。ただし、変更内容が軽微なときは、この限りでない。 <u>2</u> （略） <u>3</u> （略） （<u>周知</u>） 第14条 市長は、第9条第1項に規定する決定後、交付決定団体の名称、補助金交付額、補助事業内容等を<u>狛江市公式ホームページ等において広く周知</u>しなければならない。 <u>2</u> （略）	（事業内容の変更等） 第11条 交付決定団体は、事業の実施に当たって、<u>事業内容及び交付決定額を除き</u>、やむを得ず変更をするときは、市民公益活動事業補助金変更申請書（様式第7号）に必要な書類を添付し、市長に変更の申請をしなければならない。ただし、変更内容が軽微なときは、この限りでない。 <u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、事業内容又は交付決定額に関する変更が軽微なときは、前項の申請を行えば足りるものとする。</u> <u>3</u> （略） <u>4</u> （略） （<u>公表</u>） 第14条 市長は、第9条第1項に規定する決定後、<u>速やかに</u>交付決定団体の名称、補助金交付額、補助事業内容等を<u>公表</u>しなければならない。 <u>2</u> <u>市長は、第11条第3項に規定する変更の承認をしたときは変更後の内容を、同条第4項に規定する辞退の届出を受けたときはその旨を公表しなければならない。</u> <u>3</u> （略）

様式第8号及び様式第9号を別紙のように改める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。